

令和 7 年 3 月 21 日開催
理事会議事録（翻訳）

日 時 令和 7 年 3 月 21 日 15 時 30 分開催
場 所 学校法人 東京国際フランス学園

理事定数 12 名

出席理事 11 名

- ー クローディア・シェレ - エフォッス（仏在外教育庁長官、法人理事長）
- ー フィリップ・セトン（駐日フランス大使/法人副理事長）
- ー マテュー・フルネ（仏大使館文化参事官）
- ー ギヨム・カリオ（仏在外教育庁アジア圏代表）
- ー フレデリック・ペニヤ（仏大使館文化部次席参事官）
- ー アンヌロール・カンペルス（法人事務局長）
- ー モラッド・ダマンヌ（法人総務部長）
- ー フィリップ・フリッチ（保護者代表）
- ー ピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
- ー リヨネル・ヴァンサン（フランス商工会議所代表）
- ー アレクサンドル・デュボス（教職員代表）

欠席理事（予め意見表明） 1 名

- ー マルクアントワーヌ・ユロー（仏大使館領事）

出席監事 2 名

- ー 谷 真人
- ー アラン・パルミエリ

出席オブザーバー

- ー ジャンイドリス・ラグヴァン（副校長）
- ー リシャール・テソニエール（幼児・初等科校長）

- ー エリック・モレ（仏大使館大学交流・フランス語担当官）
- ー ティエリ・コンシニー（在外フランス人議会議員）
- ー マチュー・セゲラ（在外フランス人議会議員）
- ー フランソワ・ルーセル（在外フランス人議会議員）

欠席オブザーバー

- ー ジェレミー・フォラ-ジェム（フランス大使館公使）
- ー マリージョゼ・マリー（在外フランス人議会議員）

開会時の投票者数：7名

役員の確認および本日の定足数の確認後、15時35分開会。

書記：ジャンイドリス・ラグヴァン氏

副書記：ピエールフランソワ・ヴィルキャン氏

冒頭の挨拶：法人理事長シェレ・エフォッス氏：

法人理事長は、フランス在外教育庁(AEFE)の予算状況および2025年度の財政法が可決され、AEFEの予算が10%削減されるなど特に厳しい内容となったことに言及する。理事長は、2026年にも同様の状況が続く可能性が高いと指摘。公務員年金の雇用者負担の増加が、さらに状況を悪化させている。補助金の支出を見直すことが必然的に必要となるだろう。

1. 事務関連議題

1.1 議事の承認

職員代表理事のデュボス氏が発言を希望。彼は“その他の議題”（質疑応答）の一つに関する声明を読み上げるよう依頼を受けている。法人理事長は、この声明は“その他の議題”に関するものであると判断、本議題が審議される際に読み上げることになると述べる。

採決：

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

1.2 2024年12月9日開催理事会の議事録の承認

在外フランス人議会議員ルーセル氏による訂正の要請：

- ー 1頁目（1文および1語の訂正）

暫定版：評議員会で提示されたものと、今回理事会で提案されたもの間に修正点があるのかというルーセル氏（在外フランス人議会議員）の質問に対し、カンペルス校長は同じであると回答。ルーセル氏は、*評議員会での投票結果を必ずしも尊重する必要はないと主張する*。保護者と在外フランス人議会議員の代表性をより高める仕組みが*投票されなかったことを残念がる*。

訂正案：評議員会で提示されたものと、今回理事会で提案されたもの間に修正点があるのかというルーセル氏（在外フランス人議会議員）の質問に対し、カンペルス校長は同じであると回答。ルーセル氏は、*過去にリセが評議員会で表明された少数派の立場を考慮して当初の提案を修正したことがあったと指摘する*。保護者と在外フランス人議会議員の代表性をより高める仕組みが*採択されなかったことを残念がる*。

－ 8 頁目（6 語の追加）

暫定版：ルーセル氏は、DGH（総時間授業数）について質問する。カンペルス氏は、フランスのEPLE（地方公共教育機関）にあるような DGH は存在せず、TRMD（科目別授業時間分配表）に相当するものを現在作成中で、それは役員事務局の任務であると説明する。ルーセル氏は、理事会が予算を管理する機関である以上、その*算出方法に関する情報*を得るのは当然だと答える。

訂正案：ルーセル氏は、DGH（総時間授業数）について質問する。カンペルス氏は、フランスのEPLE（地方公共教育機関）にあるような DGH は存在せず、TRMD（科目別授業時間分配表）に相当するものを現在作成中で、それは役員事務局の任務であると説明する。ルーセル氏は、理事会が予算を管理する機関である以上、*教科ごとに必要な時間配分の算出方法に関する情報*を得るのは当然だと答える。

－ 9 頁目（1 文の訂正）

暫定版：ルーセル氏が、評議員会で言われたことを繰り返すのは我々の義務だと述べる。今年もまた、インフレ率の 2 倍の学費値上げがあるのは残念だと指摘し、日本の給与は 20 年間停滞しており、日本の生活から乖離していると述べる。*日本の給与水準は 20 年来停滞している*。
ヴィルキャン氏：これらの値上げは大きい、東京にはリセが必要だと述べる。

訂正案：ルーセル氏が、評議員会で言われたことを繰り返すのは我々の義務だと述べる。今年もまた、インフレ率の 2 倍の学費値上げがあるのは残念だと指摘し、日本の給与は 20 年間停滞しており、日本の生活から乖離していると述べる。*日本の実際の給与水準は 30 年来停滞している*。
ヴィルキャン氏：これらの値上げは大きい、東京にはリセが必要だと述べる。

－ 9 頁目（発言の復元）

ヴァンサン氏の発言の直前に以下の文を追加。

ルーセル氏は、リセの保護者の少なくとも半数にとって、競合するのはいわゆるインターナショナルスクールではなく、日本の公立または私立学校であると指摘する。そして、日本の私立学校でさえ、一般的に本校よりもはるかに安価であると述べる。

セトン氏、フルネ氏、ペニヤ氏、モレ氏が到着（15 時 50 分）。

投票者は 12 名となる。

採決：

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

1.3 理事・評議員の変更

新理事：マテュー・フルネ氏（文化参事官）

理事会オブザーバー：アレクサンドル・ジョリ氏の後任として、マチュー・セグラ氏（在外フランス人議会議員）がオブザーバーとなる。

1.4 認可法人寄附行為

校長が要旨を説明する。

参考までに、改正された寄附行為は東京都によって承認された。若干の修正が必要であったが、それは理事に送付された別添資料に記載されている。

よって、今回の理事会および 3 月 17 日（月）に現行メンバーで開催された評議員会は、今任期における最後の会合となる。次回以降の会議は、新たなメンバー構成で 3 学期中に実施される予定である。

1.5 寄附行為施行規則

校長が要旨を説明する。

前回の理事会で述べたように、寄附行為の施行規則の変更を行う必要がある。修正案は、評議員および理事に予め送られた資料に提示されている。

主な変更点は、理事会・評議員会のメンバーの変更および選任資格の見直しに関するものである、この新規則について、評議員からは賛同の意を得たが、理事会での検討を望むとして以下の意見および要望が付されている。

- 在外フランス人議会議員のルーセル氏は、施行規則第 23 条において、投票権をもたない 2 名の在外フランス人議会議員をオブザーバーとして追加することを希望。この要望が受け入れられた場合、保護者代表および卒業生代表も、同じ原則を保護者および卒業生にも適用するよう求める。
- 保護者代表は、第 15 条に定められている資料送付の期限を 7 日から 10 日に延長することを求める。
- 保護者代表および在外フランス人議会議員のルーセル氏は、会議の時間制限を 2 時間 30 分から 3 時間に延長することを求める。
- 在外フランス人議会議員のルーセル氏は、第 13 条および第 24 条において「取り上げられなかったその他の議題」という表現への修正を求める。

提示された施行規則および評議員による修正案について、理事の間で意見交換が行われる。

ルーセル氏は、評議員会には在外フランス人議会議員（CFE）の正式なオブザーバーがいないことを指摘する。記録によれば、CFE はこれまで一度も正式に招待されたことがない。彼は CFE が引き続き招待されるよう、今までの伝統と慣習を正式に承認したいと考える。たとえ明文化されていなくても、この仕組みを継続してほしいと望む。

セグラ氏は、自身が CFE であった時もすでにその慣例があったことを保証し、現状維持を求める。

法人理事長は、現行の寄附行為を維持し、明文化されていない部分については現状維持を続けたいと述べる。

ルーセル氏は、新規則の第 24 条では 2 名の CFE が在外フランス人議会によって推薦されることになっているが、これは全ての選出議会議員によって推薦されるべきだと指摘する。

15 時 55 分、ヴァンサン氏が到着

会議資料の送付についてであるが、保護者代表はできるだけ早く資料を受け取りたいと発言。ヴィルキャン氏は、資料のドラフト版を用意することを提案する。カンペルス校長は、期限を守るのは難しいが、可能な限り対応したいと述べる。

大使は、複数の暫定版を送付する必要があるよう、注釈付きの議題を提案する。

ヴァンサン氏は、示された期限は短いものの妥当であると述べる。実務的な問題、資料の質・完成度の観点からも、現実的に対応する必要があると指摘する。

会議資料の送付期限を「可能であれば会議開催の 10 日前」とすることについて投票が行われる。

採決：

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

会議の所要時間について：

ヴィルキャン氏が、現在は時間制限がないと述べ、これを2時間30分に制限しようとする「その他の質疑」までたどり着けないと指摘する。

ペニヤ氏は、通常の議題に関する質疑応答の時間と、その他の質疑応答の時間（15分間）を区別することを提案する。また、効率的に進めることは十分可能であり、本校の理事会は、彼女が他で経験したどこよりも長いと付け加える。

カリオ氏は、「その他の質疑」は膨大であると述べる。ヴァンサン氏は、「その他の質疑」の中には理事会の範疇に入らないものもあり、重要なものを精査する必要があると述べる。

ルーセル氏は、「その他の質疑」を議題として取り扱うかどうか投票で決めることを提案する。校長は、理事が議題に追加したい項目があれば、理事長にその旨提出可能であると説明する。「その他の質疑」は通常の議事項目とは異なり、法人運営に不可欠なものではないとも付け加える。

保護者代表としては、理事が年に3回、3時間ずつ理事会に時間を割くことを求めるのは無理な要求ではないと考える。

理事会の所要時間について第一回目の投票が行われる。

採決：

賛成：4 反対：4 棄権：4

「その他の質疑」（10日前提出）および通常議事の提出期限について意見交換が続く。

大使は次のように述べる。「保護者の皆さんの懸念は理解しています。この組織は効率的でなければならず、会議の所要時間も効率性の指標となります。会議に時間の上限を設けることには意義があり、有益です。私は3時間という時間には賛成できません。会議時間というものは適切であり、守られ、有意義であるべきです。」

理事会の所要時間(3時間)について投票が行われる。

採決：

賛成：3 反対：9 棄権：0

1.6 評議員会および理事会選挙

日本の私立学校法改正および寄附行為の変更に伴い、現理事会および評議員会の任期は前倒しで終了することとなる。したがって、今回の理事会が、現在のメンバーで開催される最後の理事会となる。

本校においては、理事会および評議員会の職員代表を選出するための選挙が行われる。この理事会終了後、職員に対して選挙についての案内が告知される。

両会議（理事会および評議員会）に参加する団体やアソシエーションは、次期任期の理事および評議員候補者の氏名を法人理事長に提出しなくてはならない。改正された寄附行為および最新の施行規則に基づき、当該機関の決議によって正式に任命されることになる。

卒業生団体については、パトリック・パション氏が評議員会の卒業生代表として推薦を受け、2025年3月17日付の評議員会で承認された（参考情報）。

保護者会については、評議員会代表としてジャンベルナール・デュメルク氏とステファン・マロ氏が推薦され、2025年3月17日の評議員会で承認された（参考情報）。

理事会については、フィリップ・フリッチ氏とピエールフランソワ・ヴィルキャン氏が保護者会より代表として推薦されている。

CCIFJ（在日フランス商工会議所）については、会長のシュシャン氏が、リヨネル・ヴァンサン弁護士を理事として推薦している。

採決：

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

理事は、次期任期の監査役の氏名についても評議員会に提案する必要がある。現在の監事である谷氏とパルミエリ氏の同意の下、引き続き再任を提案する。

採決：

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

2. 人事・財政議題

2.1. 修学旅行および費用の上限

各修学旅行についての説明とまとめ：

カンペルス校長は、旅行を実現させてくれた寄付者に感謝の意を表す。

少数の希望生徒を対象として企画された旅行（例：PROZAP）については、費用の上限を設け

ないことが提案される。

これらの旅行は通常、上限の 15 万円を超える場合が多い。今後も審査は行うが、上限を設けないことで、わずかに上限を超えるだけでも旅行が実施されないといったことを防ぐ。

ルーセル氏は、これらの旅行が任意参加であっても、連帯基金の利用が可能かどうか確認を求める。

カンペルス氏はこれを肯定、支援は一貫して提供されることを改めて説明する。

全クラスが参加する旅行については、生徒一人あたり 15 万円の上限が維持される。

採決：

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

2.2. 2025 年新学期職員ポスト

提示された見込生徒数（1555 名）を踏まえ、幼児科で 1 クラス、初等科（CP）で 1 クラスの閉鎖および高等科で 2 クラスの新設が検討されている。

これに伴い、以下のような人員配置の調整が必要となる：

- 幼児・初等科教員 2 名のポスト削減
- ASEM（幼児科アシスタント）1 名のポスト削減
- 中等科 SIA（アメリカ国際セクション）0.5 名の追加
- 数学教員 0.5 名の追加
- 歴史・地理教員 1 名の追加
- 経済・社会教員 0.5 名の追加
- 哲学教員 0.5 名の追加
- （場合によっては）物理・化学教員 0.5 名の追加

コンシニー氏が現在の生徒数を尋ねる。カンペルス氏は「1563 名」と回答。

ルーセル氏は、部分的にポストを維持することはできないかと質問。校長は、様々な手段（パートタイム、給食生徒監督ポスト、代用教員など）を活用することになるが、次年度の定年退職などを当てにすることはできないと説明。

シェレ-エフォッス氏は、幼児・初等科生徒数の減少により人員もそれに応じて調整されているが、適切な範囲内であると述べる。カンペルス氏も均衡は保たれていると明言する。

フリッチ氏は、昨年度の緊張状態をふまえ、教職員への情報提供のタイミングについて質問する。校長は、就業規則の期日に則ったものであり、情報提供の日程を前倒ししたこと、また職員代表とともに検討作業を進め、該当する教職員には先週すでに通知したと説明する。

採決：

賛成：11 反対：0 棄権：1

2.3. 給食・保守契約の入札

ダマンヌ氏より、応募企業とその評価についての報告がある。

給食業務委託契約の入札：

8社に連絡を取ったが、応募してきたのは2社のみであった。他の企業が辞退した理由は、必要な規模（本校生徒数に鑑みて）を確保できなかったこと、英語やフランス語を話すスタッフを用意できなかったことなどが挙げられる。

提示された諸事項をふまえ、給食の委託業者としてシザーズキッチン社を選定することを提案する。

ヴィルキャン氏は、食事の質をどのように管理するのか、また提示のあった値上げが食事や食材の質の向上に十分なのかどうか尋ねる。

ダマンヌ氏は、シザーズキッチン社には品質向上の要望を伝えており、連携してフォローアップを行っていくと説明する。

法人理事長は 17 時 05 分に理事会を退席し、議長職をカリオ氏に引き継ぐ。

ダマンヌ氏は、入札および応募企業の評価について説明し、理事からの質問に答える（3年の委託契約、価格調整の要請が可能かどうか、リセが給食で利益を出していないこと、応募企業数など）。

フリッチ氏は、翌年度の給食費はいくらになるのか、また料金は再び3年間固定されるのかどうか質問する。

ダマンヌ氏は、基本的に固定料金だが、入札仕様書により、役員事務局側の承認があれば価格を見直すことができることになっていると回答する。これにより、原材料価格が大幅に上昇した場合でも、3年契約の固定料金を保持するため品質を下げるようなことをせずにすむ。

ダマンヌ氏は、請求期日の変更について説明し、これまで四半期ごとだったものを7週間ごとと5サイクルに変更すると述べる。

リセからの上乗せはなく、シザーズキッチン社による5～7%の値上げはそのまま保護者宛の請求に反映される。

年間料金は、幼児科が 118,420 円（現行 112,918 円）、初等科が 149,625 円（現行 144,127 円）、中等科が 175,975 円（現行 162,358 円）となる。

また給食の単価は 1,070 円（現行 1,000 円）となる。

セトン氏からの質問を受け、カンペルス氏は、今回の入札はブーシュ・デュ・ローヌ県にある学校の入札書類を参考に作成し、特に食材のカテゴリーと課程ごとの食材の量を参考にしたと説明する。

採決：シザーズキッチンを業務委託者とする件

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

保守契約の入札：

契約開始は9月1日。現行契約は大林ファシリティーズ（3年間）で2億800万円。

3社から応募があった：

- 大林ファシリティーズ：2億6,300万円（3年間）
- 前業者・新栄不動産ビジネス：2億8,000万円（3年間）
- 新規業者：関東ビルメンテナンス：2億7,100万円（3年間）

技術面の評価では、どの業者も同等のサービス内容で、最高点を獲得しており、契約金額で選定されることになる。

今回の価格の値上がりは無視できないものの、新年度予算にはこの値上がり分が組み込まれている（+20%）。

3年前、現行業者は作業量とそれに伴う人員配置を低く見積もっていたと申し出てきた。入札時点で作業面積は明確に提示されており、業者は本校施設についてもよく知っていたが、部分的に作業頻度の低減を提案してきた。しかしリセはこれを受け入れなかったため、結局大林が追加コストを吸収した形となった。したがって、今回の価格上昇は当然の結果といえる。

総合メンテナンスの業者として、大林ファシリティーズを選定することを提案する。

採決：大林ファシリティーズを業務委託者とする件

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

2.4. 2025-2026 年度予算

カンペルス校長より、この予算の策定は以下の原則に基づいているとの説明がある。

- 厳正な予算：提供される財務情報の網羅性、一貫性、厳密性
- 単年度主義：提示された予算は1年間のみ有効である。
- 予算の均衡

収入の見積りは特に以下の事項に基づいて作成された。

- 前回理事会で決議された授業料5%の引き上げ

- 生徒数およびクラス編成の見込み：2024-2025 年度と同じクラス数（全課程合計）が見積もられているが、幼児・初等科と高等科でクラス数の変更がある（幼児科で 1 クラス減、初等科で 1 クラス減、高等科で 2 クラス増）。現時点での予想では、生徒数は合計 1555 名、クラス数は合計 66（幼児・初等科 33 クラス、中・高等科 33 クラス）となっている。

ダマンヌ経理・総務部長が予算収支について説明する。

2025 年 3 月 17 日開催評議員会の意見： 賛成 19、反対 2。

ダマンヌ氏が予算案の詳細を説明し、理事からの質問に回答。

パルミエリ氏が減価償却費の償却期間の設定方法を質問。

ダマンヌ氏は、会計事務所（日本の学校会計にしたがって）と連携し従来通りであると回答：

- IT 機器：3 年
- 設備備品：5 年
- 不動産：50 年

パルミエリ氏が引当金の取り崩しがあるかどうか質問。

ダマンヌ氏はこれを肯定し、特に訴訟や工事のための引当金がこれに該当すると説明する。

ダマンヌ氏は、法人と学校予算を統合し、より明確にする意向を示す（どちらも単独では成立しないため）。

スクールバス部門： 来年度は 3500 万円の赤字が見込まれている。

他の手段（レンタル、リース購入＋運転手サービス）も検討されたが、本校のインフラでは導入不可であり、または現行と比べコスト増となる。この赤字はいまや構造的なものとなっており、すでに昨年度も経費が増加していた。この赤字は他の全部門によって補填されている。

スクールバス部門の経費は 1 億 3400 万円（保険・バス添乗員の報酬を除く）となっている。

バスの稼働率は路線により 92%～100%となっている。

スクールバスサービスの廃止が新規入学者に与える影響について、より包括的な検討が必要となる。ダマンヌ氏は、指標と分析を導入し、データに基づき検討する意向であると説明する。

課外活動部門が今年度は 400 万円の黒字であることから、ヴィルキャン氏より、料金の値下げの可否が質問される。

ダマンヌ氏は、これは現時点での話であり、黒字のない年もあると説明。本部門の支出は安定しており、新たな課外活動や備品更新への投資が可能となる。

ルーセル氏が、収入見込みについて慎重であるなら、授業料の値上げも抑えられるのではないかと質問する。

校長は、理事会でこの授業料値上げが可決されたことに言及する。また学校は非常に大きな設備投資が必要となるため、財政努力を止めればこれらのプロジェクトが進まなくなると述べる。

フリッチ氏が、保護者が早くから子供をリセに入学させるよう促すための方策（財政面での優遇措置、スクールバス、授業料など）について検討することが重要であると強調する。

校長は、再登録生徒の割合は安定しているが、新規入学者が減少していると説明する。

給食部門予算は年間 **2 億 2100 万円** で均衡がとれている。

修学旅行部門予算： 年間 **2200 万円** で均衡がとれている。

設備投資予算： 工事費として **5000 万円** を計上しているが、必要な額は **1 億 5000 万円** である。スポンサーがいなければ、工事は数年かけて実施されることになる。

コンシニー氏が、人口動態等について調査が行われたかどうか質問する。

カンペルス氏は、再登録生徒の割合は約 **90%** で安定しているが、初等科の新規入学者が減少していると回答する。コロナ禍の影響もまだ残っており、データが安定するにはもう少し時間が必要である。人口動態データだけでは不十分だが、日本・フランス共に出生率低下が確認されている。

ヴィルキャン氏は、一日当たりの運営費が大幅に増加しており、運営資金の日数の回復に寄与していない点を指摘し、その理由を質問する。

ダマンヌ氏は、一日当たりの運営費に影響する **2 つ** の要因を説明する：

- 支出水準
- 年間日数

支出が増加したことにより、一日の運営費もこれに連動して増加している：

- 授業料値上げにより **PFC**（フランスへの支払負担金）も増加（授業料の **6%**）。
- ユーロ建で支払われる公務員教諭の給与に起因する為替差損（法人予算）
- 職員数の増加
- メンテナンス契約費の増加
- 人件費の増加（**2023-2024 年度**：フルタイム職員 **7.6 名** 増加）。

とはいえ、1 日当たりの運営費が増加したにもかかわらず、運営資金の日数は増加している。

パルミエリ氏が、決算時の借入金残高 **8 億 2600 万円** の状況と新規借入の可否を質問する。

ダマンヌ氏は、**2032 年**までは新規の借入はできないと答える。借入は、全額返済まで固定金利、元本均等返済となっている。

採決：

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

2.5 パートナーおよびスポンサー募集計画

校長が本計画について説明する。

これは、評議員および理事からの要望で始められた取組みを継続するものである。担当していたショメル氏がフランスへ帰国したため、学校としてはまずはこれまでの活動を引き継げる人材を探した。何度か面談をした後、シャンバリュ氏が学校の期待に応える一貫性のある計画を提案した（詳細は、評議員に送付された別添資料参照）。また学校側でも、広報用の資料を作成した。

目的：

- 改修工事や美化工事の直接投資を目的とした募金キャンペーンを企画・実施すること
- 既存の寄付者とのパートナーシップを再活性化する。また潜在的な寄付者との関係を新たに構築すること

想定ステップ：

- ニーズ分析
- ツールの作成
- キャンペーンの開始
- キャンペーンの継続

任務の報酬原則：年額固定給＋受領寄付額に応じたコミッション

大使が、どのようなプロジェクトが資金援助の対象となるのか尋ねる。

カンベルス氏は、すでに選定中のプロジェクトがあると回答（下記参照）：

- 初等科校庭の改修
- 体育館入口の整備（すでに興味を引く提案あり）

またフランス在外教育庁に対して1億円の助成金を申請中である。

ヴァンサン氏が、在日フランス商工会議所は、スポンサーおよびパートナーシップ獲得プロジェクトに積極的で、関心を示していると説明。彼は、この取り組みはすぐに成果が出るだろうと考えている。

卒業生代表のパション氏も同様の提案をする。

フリッチ氏は、現在保護者負担となっている財務費用の軽減につながるとして、この取り組みを称賛する。彼は、パートナー企業にわかりやすく情報を提供することが重要であると強調する（ウェブサイトや SNS、T シャツ、プレート、校内活動など）。また、寄付に伴う税制上のメリットについても、明確な情報伝達を行うことが重要である。

保護者は引き続きこのイニシアチブに協力する意思があることを明言する。

評議員会では、全会一致で賛成の意見が表明された。

採決：

賛成：全会一致 反対：0 棄権：0

ヴァンサン氏は 18 時 13 分に理事会を退出。

2.6 スクールカウンセラー

（参考情報）

保護者代表からの要望を受け、カウンセリング需要の調査を目的とする実験的な取り組みとして、トゥルーズ大学心理学修士課程最終学年に在籍する大学生を、3 ヶ月間、職業研修生として受け入れる予定である。彼女の受け入れに関する協定書は締結済みで、指導教員は東京に拠点を置くフランス人心理学者で、校内のチューターは保健室スタッフとジュプロ氏（教育指導官）が務める。次回の理事会で、需要や今後の可能性について報告ができる予定である。

ルーセル氏はこの取り組みに対し、校長に感謝を述べ、ヴィルキャン氏は次回の理事会で需要に関する予備的評価ができるかを尋ねる。

またヴィルキャン氏は、生徒がこの心理学専攻研修生にアクセスする際のプロトコルについて、授業時間内なのか、保護者の許可が必要か、保護者にはどのように情報提供されるのかを質問する。

カンペルス氏の回答：

- 現在は実験段階であり、プロトコルの策定を進めているところである。
- 研修生はフルタイムで保健室に常駐し、週に半日、指導心理学者と進捗確認の時間を設けている。
- 保護者にはメールで情報提供される。

フリッチ氏は、研修生が生徒と一対一で接することにリスクがないか質問する。

カンペルス氏は、これについては協定書で規定されており、指導者および大学の責任下にあると回答する。なお、この研修生は心理面のフォローアップは行わず、あくまで需要があるかどうかの確認のみを担当する。指導者のダジ氏が研修の進捗と評価を行うことになる。

本校では、同様の協定書に基づき、教育実習生もすでに受け入れている。

その他の質疑：

保護者代表からの質問：

質問 1：

2月14日に校長と経理・総務部長が行った財務・予算方針に関するすばらしいプレゼンテーションにより、過去および将来の学費値上げの正当性について、特に2030年、2040年、2042年の長期的な不動産関連課題について説明があったことで、保護者の不安は部分的に払しょくされた。しかし、過去にあったように、不動産プロジェクトに関する量的データは提供されず、19ページの予測計画では「不動産プロジェクトは期限が近づいた時点で詳細を示すこと」とだけ記載されている。

私たちは、学校側がより具体的で数値化された計画を保護者へ提供することを希望する。特に、2030年の都との賃貸契約の更新（現在の賃貸料である年間4400万円から5720万円へ）、または2032年（年1億2000万円の借入返済が終了）の校地購入（39億円と推定）あるいは部分的購入といった妥協案に係る新たな10年間の借入（B棟校舎に必要となる借入で返済は2042年まで）等を含めたより詳細な情報を要請する。

回答：

校地（購入または賃貸）に関して提示された見積もりは、3年前にコンサルタント会社によって作成されたもので、2030年における東京の土地の購入および賃貸価格についての予測が含まれている。見積もりの再評価が必要であることに加え、今後さらに以下のような手続きを進める必要がある。まず、東京都に対して、彼らの意向（全体売却、部分売却、新たな賃貸契約など）を確認するための手続き、そして、今後の当校の信用力や借入能力を評価するための銀行との手続きである（運営資金が十分に確保されていない状態で、銀行にアプローチするのは合理的ではない）。

フリッチ氏は、「もし今日、校舎本館を解体する場合、その費用はいくらか」と質問する。カンペルス校長は、「現時点での評価は別途やり直す必要があり、現在の見積もりは別館の解体のみを対象としている、と回答。

質問 2：

2024年12月9日に行われた理事会の“その他の質疑”に提出された“学校におけるインクルーシブ教育支援策導入”の進捗状況について知りたい。

回答：

この取り組みについては、まず導入が時宜を得ているかどうか、そして教育的観点からの検討も必要であり、これは学校運営評議会（CE）の管轄となる。CEは、次回の定例会議でこの問題を検討することになる。ここでの検討結果は、次回の理事会で報告され、財政的な実現可能性の検討および必要に応じて決議が行われる。

カリオ氏は、理事会を閉会する前に、職員代表の質問1について審議することを提案する。他の質問については、議事録の書面で回答されることとなる。

カリオ氏は、職員代表が理事会の冒頭で述べる予定だった声明を読み上げることを提案。

デュボス氏は、SNES（全国教育労働組合連盟）の声明を読み上げる。

校長は、この問題に関して寄せられた質問を読み上げる：「教育現場において、個人情報に関するセキュリティ上のインシデントがあるという記録があることを受けて、理事会は、本校の情報セキュリティ対策について独立した監査を実施することを推奨できますか？」

校長の回答：

教育現場における個人情報に関して、記録されたものも含め、いかなるセキュリティインシデントも発生していない。この件については、職員およびその後労働組合からも度重なる問い合わせがあったが、これまで 10 回にわたり根拠を示した回答を行っている。この回答内容は、フランス在外教育庁（AEFE）のデータ保護担当者からも、該当職員本人および本校に対して繰り返し確認されている。さらに、このデータ保護担当者は、校長に対し、リセのセキュリティが適切に運用されていることを保証する詳細な分析報告書を提出している。すべての資料は理事に公開されている。

なお、本校ではすでに 2020 年と 2022 年に情報セキュリティ監査を実施済みである。

今回、この点については情報処理委員会でも取り上げられており、不安や誤解を解消するため、特にセキュリティテストや運用手順について、職員向けに明確な説明を行う予定である。

ヴィルキャン氏は、校長から提供された資料および組合 SNES がセキュリティインシデントの証拠として提示した資料を再確認したと述べる。彼はまた、自身が Google Workspace アカウントの管理者でもあること、API や「サービスアカウント」、テストされたバックアップソフトウェアのドキュメントも調査したことに言及する。ヴィルキャン氏は、SNES が主張する「証拠」は、該当教員のアカウントへの不正アクセスを示すものではなく、提示されたレポートは、バックアップシステムの一環として使用されている「サービスアカウント」タイプのアカウントによるメールボックスへのアクセスに関するものであり、レポートがランダムであるのは、バックアップソフトウェアの仕様（保存対象アカウントの変更に応じて動作）に基づくものだと、ソフトウェア提供元の資料にも記載されている。これらのレポートは、バックアップシステムが Google によって「機密性が高い」とされる API（個人データへのアクセス、メールのバックアップのため当然必要）を使用しているために生成される。

彼は、Google Workspace のような SaaS 環境でのメールのバックアップは、オンプレミスのメールサーバーで単純にデータベースをバックアップする場合とは異なり、Google Workspace 管理者が認可したサービスアカウントを通じてアカウントごとに接続する必要があると説明する。したがって、セキュリティ上の問題はないと断言する。また、Google Workspace の API とサービスアカウントの関係について一部誤った主張がなされており、それがセキュリティインシデントの証明として使われていることも指摘する。

ヴィルキャン氏が、保護者代表は今回の関係悪化に衝撃を受けていると述べる。教員からの要請を受けて、保護者代表は、生徒に関する問題があれば教員と直接話し合い、教員を信頼するよう常に保護者たちに促している。しかし一部の教員は、校長や、特に今回の件では情報システム部門に対して、こういったやり方を実践しているようにはみえないと述べる。今回の件については、教員は書面での回答を求めずに（誤った推測に基づいて）、校長や情報システム部門と直接会って話し合うべきだったと述べる。

コンシニー氏は、IT 委託業者との契約内容の改善が可能かどうかを尋ねる。校長は、理事によって承認された入札では主にセキュリティに重点を置いており、これ以上データセキュリティを高めることはできないと回答する。

カリオ氏は、誤った主張が広まらないよう、今後説明を行うと付け加える。外部監査の要請には応じるつもりはなく、AEFE も非常に驚いていると述べる。データ保護担当者（DPAO）は名指しで非難されたことにショックを受けており、これは攻撃だと受け止めている。

フリッチ氏は、職員が AKB（IT 委託業者）との直接対話を拒否したことを残念に思うと述べ、もし直接話し合っていたら、より明確な説明と迅速な解決ができたはずだと指摘する。

校長は、今回の非難は個人・職務の両面にわたるものであり、名誉毀損に近いと考えていると述べる。校長は委託会社 AKB と職員の話し合いを提案したが、職員側はこれを拒否した。委託業者との対面会議の提案も同様に拒否してきた。

セゲラ氏は、GDPR（一般データ保護規則）が海外にも適用されるのかと尋ねる。大使は、法令条文に従うよう助言し、GDPR 第 3 条と適用範囲を参照する。学園は GDPR の適用対象外となっている。ペニヤ氏も、リセは GDPR の適用対象ではなく、これは一職員の要望にすぎず、すでに複数回にわたって回答しており、多くの時間が費やされたと説明。大使は、今回の件はハラスメントに近いと述べる。

理事会は 18 時 55 分に終了。

質問 3：

2024-2025 年度に、スクールバス料金の保護者負担が大幅に増えたことを考慮し、2025-2026 年度にはより経済的で、路線数を増やすことのできる方法を実施に移すことが可能かどうか知りたい。これにより、より多くの生徒がこのサービスを再び利用できるようになることを期待している。

回答：

議題 2.4「予算」（スクールバスおよび検討された選択肢）を参照のこと。

質問 4：

私たちは、リセに子供を通わせている家族の学費支援のために、日本の様々な政府機関から学校または直接家族が受け取っている全ての補助金の概要を知りたいと考える。

来年度から規則の変更が予定されているとのことだが、これらの変更の詳細と家族への影響について教えてもらえるか。

特に、東京都は私立高校（本校の場合、高等科 2 年から最終学年まで）に対して最大 484,000 円の補助金を提供している。これは、文部科学省の支援金（高校生就学支援金）による最大 365,200 円と、都の補助金（授業料軽減助成金）で構成されている。しかし、東京都は外国人学校が日本の教育課程を遵守していないという理由で、東京国際フランス学園をこの追加補助金から除外しているか、除外していたようである。これは、文部科学省自体がリセの家族を含む外国人学校に支援金を提供しているにもかかわらずである。さらに、フランスと日本の教育省はそれぞれ本校の SIJ 日本語プログラムに関する協定を締結している。

もしこれが事実であれば、フランス大使館の関連部署を代表する理事会メンバーに、東京都が本校の SIJ 日本語プログラムの有効性を認めるよう働きかけるか、あるいはそうでない場合は、都の補助金を受けられるようこの日仏協定を更新することを要請する。

回答：

本校は日本の各種監督署からさまざまな補助金を受けている。その一部は学校に対して、または一部は保護者に対して支給される。

- 東京都から本校に支給される運営補助金：
東京都に居住する外国籍（日本との重国籍者は除く）の生徒 1 人につき 14,000 円（PS からターミナルまで）。2024-2025 年度は 569 名で申請。
- 高校生就学支援金：
日本の文部科学省から本校に支給され、該当生徒の請求額から差し引かれる。この支援金は国籍を問わず高校生が対象となる。月額 9,900 円または 33,000 円（家庭の収入による）。来年度からは、全ての高校生が最低 9,900 円の補助を受けられるように所得制限の撤廃が予定されている（現時点では未確定）。33,000 円の補助は低所得世帯に対して継続される。
- 日本の文部科学省から本校に支給される事務補助金：
高校生就学支援金の受給者数に応じて算出される。上限は 939,000 円（申請件数 61 件以上の高校に対する定額）＋受給高校生 1 人につき 1,040 円。

本校は、日本の教育要綱を実施していないインターナショナルスクールであるため、東京都の追加補助金制度の対象外となる。

質問 5：

防犯カメラの使用による影響について教えてもらえるか。不適切な行為の減少や、それらの問題解決に役立ったのか。もしそうであれば、その割合はどの程度か。

回答：

防犯カメラの確認依頼は、これまでに 6 件あった。内容は、盗難（2 件）、器物損壊（3 件）、他の生徒への迷惑行為（1 件）となっている。そのうち 1 件は現在調査中である。映像の確認により、4 件については行為者を特定することができた。5 件目については、生徒が疑っていた盗難はその時その場所で発生していなかったことが判明した。内訳は 1 月に 3 件、2 月に 2 件、そして現在確認中の 1 件である。過去数年における事例とのより詳細な比較は学年末に行う予定であるが、現時点では迷惑行為の件数が大幅に減少している傾向がみられる。

教職員代表からの質問：

質問 1：

教育現場における個人情報に関する情報セキュリティインシデントを受けて、理事会は学校の情報システムセキュリティの慣行について独立した監査の実施を推奨することはできるか？

回答：

前出の回答を参照のこと。

質問 2：

学校の遠足や修学旅行のスケジュールをもっと早めに知ることは可能か？

これにより、教員チームがより効率的に準備にかかることができる。

宿泊を伴う旅行は 9 月末までに承認されるとのことであるが、それらを年度初めに職員室に掲示することはできないか。

学年末に（多くの授業が試験や高等科 1 年の企業研修のために中止されることを考慮して）半日程度の時間を設けて、次年度の計画を立てるための検討時間を設けることはできないか（特に教育プロジェクトの構築、模擬試験や EVARS/PHARE プログラムの日程や運営について検討するた

め)。新学期前の準備日だけではこれらすべての点を事前に検討するには不十分で、その後すぐに学校のリズムに巻き込まれてしまい、時間を確保するのが難しくなる。

回答：

今後はより効率的な企画・手配のために、修学旅行の計画についてはこれまでより早い段階で周知するものとする（承認機関の開催後）。

一日または半日の特別日程（会議等のため）については、承認が必要となる。翌年度の準備のために学年末に全教員を動員するのは難しい。特に一部の教員は、別のフランス学校で優先業務である試験監督等に従事しているためである。とはいえ、次年度のプロジェクト構築のための準備会議は5月や6月にも実施されており、9月には（教育審議会や保健衛生・公民・環境教育委員会などの会議が追加で行われる。これらの会議は、できる限り授業時間外に実施される予定である。

質問3：

2025年2月26日、東京労働委員会は、2021年10月8日の団体交渉で提起された事項について、東京国際フランス学園が東ゼン労組との交渉を拒否したことが不当労働行為に該当すると判断した。この件に関して、学校は弁護士費用としていくら払ったのか。

回答：

本校は、当事者のみが主張する発言についてコメントすることはできない。本件は現在、労働委員会において審査中である。なお、本校は、法的サポートが必要な案件に対応するため、弁護士事務所と顧問契約を締結している。

質問4：

私たちは、3月11日（火）の夜に、次回の理事会に提出する質問を受け付ける旨の連絡を教職員代表から受けた。質問の締め切りは3月16日（日）となっていた。
このような短期間で、職員が期限通りに対応できると思うか。

回答：これは、以前の理事会で既に回答がなされた質問である。

さらに、仮議事録の閲覧を試みた際、教職員代表から「公式文書に関する現行規則に基づき」仮議事録は今後閲覧できなくなると、カンペルス校長が述べたと伝えられた。

どの規則のことが参照されているのか。

その規則はいつ、誰によって採択または承認されたのか。

こういった情報の規制が労使の対話の悪化を招くことを、事務局は認識しているのか。

回答：議事録の最終版を公開することは、伝達される情報の正確性と信頼性を確保するための内部的な措置である。この慣行は、良好なガバナンスと透明性という一般原則に基づいており、現行の法的枠組みも遵守している。承認後は、最終版の議事録が法的効力および証拠力をもつことになる。

これは、本校における透明性や対話を何ら制限するものではない。むしろ、伝達された情報が正確であり、理事会の全メンバーによって確認されたことを保証するものである。このルールは、その内部規則に基づき、学校運営評議会の議事録にも適用される。最終版の議事録が公開される前であっても、各機関で決定された事項についての情報発信を妨げるものではない。

質問5：

人事部門を外部委託とすることができかどうか、特に外部の委託会社との連携が学校にもたらす潜在的な節減効果を分析し、この可能性を検討することは可能か。

コロナ禍後、日本の多くの企業が経費節減のためこういった選択をした。本校にとっても、この選択肢が有益であるかどうかを知ることは興味深いことである。

回答：本校役員事務局は、この業務の外部委託を全く検討していない。

質問 6：

今後は、次回の理事会が開催される前に、前回理事会の議事録にアクセスできるようにすることは可能か。

2024 年 12 月の理事会の議事録は、2025 年 3 月 21 日の理事会に質問を提出しなくてはならない時点でもまだ閲覧できない。

回答：質問 4 を参照。

質問 7：

役員事務局は、こういった戦略方針から仮議事録といった文書へ職員がアクセスすることを妨げているのか。

このような行動が労使対話の悪化を招くことを、事務局は認識しているのか。

回答：質問 4 を参照。

理事会招待者からの質問：

3.3 ルーセル氏（在外フランス人議会議員）からの質問：

質問 1：

学園の寄附行為に関する考察：進捗状況の報告

回答：質問の内容を明確にする必要がある。どのような考察について言及しているのか。

質問 2：

仏政府奨学金割当の学童料金への適用：シミュレーションと検討状況の報告

回答：現在の本校の運営においては、仏奨学金を受給している生徒に対する学童保育費の補助は、AEFE の奨学金でもリセ自体でも行われていない。現在学童保育を利用している生徒に奨学金の割合を適用した場合のシミュレーションを行ったところ、リセにとって約 290 万円の費用が発生することになる。

質問 3：

インクルーシブ教育：学習支援員（AESH）の給与（少なくとも AEFE 奨学金でカバーされる部分）をリセを通して支払えるかどうか検討してほしい。これは支援員の不安定な状況を改善し、生徒の利益にもつながる。

回答：学習支援員（AESH）の契約はリセではなく家庭との契約となっている。契約関係のない支援員に対して、当校が給与を支払うことはできない。

質問 4：

課外活動料金（例えば学童）を家族が支払わなかった場合に適用される具体的な手続きは何か。

回答：課外活動サービスに対する未納金に適用される規則は、他の費用と同様である。未納がある場合、翌年度の課外活動への再登録はできず、未納金は全額支払う必要がある。

セゲラ氏（在外フランス人議会議員）からの質問：

日本における生徒の権利と義務に関する説明会の開催要請を再度提出する。
予防に重点を置き、さまざまな分野の具体的な事例を取り上げるこの会議を、年に一度、新学期に開催するよう要請する。
理事会は、皆の利益に資するこの要請について検討し、この会議が決まった時期に毎年開かれるよう計画することができるか。

回答：現行規則や予防の重要性に関する啓発活動は、教育チームにとって非常に重要なテーマであり、大きな注意を払うべきものである。この課題に建設的かつ協議的に取り組むためには、寄せられる期待や様々な立場を考慮しつつ、具体的な方法について検討することが望ましい。
この観点から、CESCE や学校運営評議会（CE）といった管轄機関でこの提案を議題として取り上げ、内容や実施頻度の両面から最適な実施方法を検討することもできるだろう。目標は、すでに校内で実施されている教育活動の枠組みの中で、こうした取り組みがニーズに応えられるようにすることである。

2025 年 3 月 21 日開催理事会議事録 別紙

東京国際フランス学園理事会

組合 SNES-FSU による冒頭声明

学園長、理事各位

当学園における個人情報のセキュリティに関して、憂慮すべき状況があることを本理事会で注意喚起したく発言いたします。

2024 年 10 月 25 日から 11 月 21 日の間に、複数の職員が自分の業務用メールに対する不正アクセスを確認しました。これらのアクセスは、あるアカウントでは多数見られ、別のアカウントではごくまれに、あるいは全く見られないなど、いくつもの不審な特徴を示していました。アクセスは主として夜間・週末・学校の休暇中に不規則かつランダムに発生し、パスワードを変更しても引き続き発生し、通報が行われた後に突如として停止しました。

当学園の IT 業者である AKB は、これらの不審なアクセスを直ちにセキュリティ上の問題と特定し、「アカウントを保護するため即時かつ全面的な措置を講じた」と説明しました。具体的には、「認識されないセッション」に言及し、パスワードの変更や「疑わしい端末」からのサインアウトを含む「緊急対応」を推奨しました。

その後、役員事務局および AEFE のデータ保護担当者から技術的な説明がありました。それによれば、本来この種の接続は起こり得ないはずだが、特別な設定のため、「バックアップテスト」によって偶発的に引き起こされた、という内容でした。ところが、この「バックアップテスト」については、AKB が職員に行った回答の中では一切触れられていませんでした。

これに対し私たちは、一般データ保護規則（GDPR）の観点から、「許可されていないあらゆる接続はデータ侵害に当たる」（GDPR 第 4 条 12 号）こと、さらに、Google Workspace のアーキテクチャは GDPR に従い、API システムの アクセスとユーザーアカウントへの直接アクセスを基本的に区別していると返答しました。法定規準に基づき、異なる認証により分離されているため、テストで用いられる管理者アクセスキーが、違法な改変がない限り、ユーザーへの接続を発生させることは決してありません。

しかし、さらに深刻なのは、一そしてこの点は反論の余地がありません一、SNES-FSU が繰り返し要請したにもかかわらず、法的義務となっている文書を学園がまったく提出で
きなかったことです。すなわち：

- 主張しているバックアップテストの文書化されたプロトコル
- システム構成のドキュメンテーション
- バックアップ作業の文書化された計画表
- 管理者アクセスの記録および、当学園のデータに対して「スーパー管理者」権限を有する者の一覧

これらの文書の不在と透明性の拒否は、当然ながら、データ侵害の性質とその範囲に疑念を投げかけるものです。さらに確実に言えるのは、GDPR と日本の個人情報保護法（APPI）の双方において、これは法的義務に対する明白な違反であると思われるということです。これらの点は、監督署による監査が行われれば即座に制裁対象となるはずで
す。

そのため、AEFE の「データ保護方針」（2023 年 6 月）は、「個人データの取扱いに関する完全な内部文書化」を明白に義務づけています。ところが、この義務は当学園内では明らかに順守されていません。

AEFE のデータ保護責任者については、SNES 本部が、彼が法的に要求される文書の提出を求めなかったことを指摘しており、これは同責任者自身の義務違反に当たります。私たちの取り組みは、糾弾ではなく予防を目的とするものです。個々の責任を追及する意図はなく、情報システムの安全性を共同で強化することを目指しています。これは、当学園の生徒・保護者・職員の個人データを守るためでもあります。

つきましては、当理事会に対し、専門外部機関による独立監査の実施を正式に要請いたします。監査の目的は次のとおりです。

- 法令で求められる文書の整備
- 当学園の手続きが安全基準に適合しているかの検証
- 個人データ保護の改善計画の提案

この監査は、生徒保護者や職員から託された情報を守るという私たちの共通のコミットメントを示す、責任ある取り組みとなることでしょう。

この憂慮すべき問題は教育コミュニティ全体に関わります。私たちが対応しなければ、問題は今後も続くでしょう。

ご清聴ありがとうございます。学校コミュニティにとって重要なこの問題について、理事会からのご質問にはいつでもお答えいたします。